

宮城県庁舎広告募集要項

1 広告媒体

掲出場所	規格	枠数 (枠)	広告料金(円/月)※1枠あたり			備考
			左の内訳			
			広告掲出料	行政財産使用料		
1階エレベーターホール	B2縦	46	14,220	12,960	1,260	東側23枠, 西側23枠
1階パスポートセンター前	B2縦	12	14,220	12,960	1,260	A4以下リーフレット等設置可
1階カフェラウンジ	B2縦	2	12,060	10,800	1,260	
2階エレベーターホール	B2縦	26	7,740	6,480	1,260	東側13枠, 西側13枠 A4以下リーフレット等設置可
エレベーター内壁	A3横	9	7,740	6,480	1,260	東側4枠, 西側5枠 (1枠/1機)
1階カフェラウンジ	縦1.14m ×横1.9m	1	25,360	21,600	3,760	内照広告 バックライトフィルム
1階北側廊下窓ガラス	縦1.9m ×横2.9m	10	61,510	54,000	7,510	七十七銀行前4枠, 郵便局前6枠

※1 広告掲出箇所写真・図面は、別添のとおりです。

※2 掲出単位は、1枠、1か月単位とします。

※3 広告料金は、消費税及び地方消費税を含みます。

※4 行政財産使用料は、広告の設置に伴う行政財産の目的外使用に係る使用料で、財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年宮城県条例第19号)に基づき算定したものです。

2 割引制度

名称	条件	割引率
長期割	同一枠を連続して6か月以上掲出する場合	10%
パッケージ割A	異なる掲出場所から2枠かつ3か月以上連続して掲出する場合	20%
パッケージ割B	異なる掲出場所から3枠以上かつ3か月以上連続して掲出する場合	30%

※1 長期割とパッケージ割は、併用可。

※2 割引の対象は、広告掲出料のみで、行政財産使用料は対象外です。

3 広告取扱手数料

広告代理店からの申込みも可能です。この場合の広告取扱手数料は広告掲出料の20%です(広告主と広告代理店が異なる場合のみ)。

4 広告の掲出期間

平成29年4月から平成30年3月まで

※ 掲出期間は、月の初めから月末までの1か月単位とします。

なお、掲出期間の初日及び終日、土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合、掲出開始日は最初の開庁日とし、掲出終了日は最後の開庁日とします。

5 申込方法

- (1) 申込受付 平成29年2月13日（月）から
 - (2) 申込書類
 - ① 宮城県庁舎広告申込書
 - ② 会社の業務内容が分かる会社概要等の資料
 - ③ 行政財産使用許可申請書
 - ④ 法人登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し（個人事業主の場合は、住民票抄本）
 - ⑤ 暴力団等に該当しない旨の誓約書
 - ⑥ 広告の原案、リーフレット等が設置可能な場所はその原案
- ※ 必要事項を記入・押印の上、持参又は郵送により提出してください。

6 広告主の決定

先着順とし、宮城県広告掲載等基準による審査を行い、基準等を満たしている者を広告主とします。

7 その他

- (1) 広告の作成・費用は、広告主の負担とします。
- (2) 広告の掲出・撤去は、1階北側廊下窓ガラス広告を除き県で行います。掲出は、掲出開始日の午前9時まで、撤去は、掲出終了日の午後4時以降に行います。

1階北側廊下窓ガラス広告の掲出・撤去は、広告主が行うこととし、掲出作業は、掲出開始日前日の午後3時からとし、撤去作業は、掲出終了日の午後2時までとします。撤去は、原状復旧することとします。

なお、1階北側廊下窓ガラス広告は、隣接する複数面を契約した場合、全体で1つの広告とするデザインも可能です。
- (3) 広告料金は、納入通知書により指定する納入期限までの一括納入となります。
- (4) 広告代理店が納入する場合は、広告掲出料から20%の広告取扱手数料を差し引いて納入することとします（広告主と広告代理店が異なる場合のみ）。

8 関係規定

- (1) 宮城県広告事業実施要綱
- (2) 宮城県広告掲載等基準
- (3) 宮城県広告事業事務取扱要領

9 掲出できない広告

- (1) 宮城県広告掲載等基準に反するもの
- (2) 県税の滞納がある者の広告
- (3) その他県の広告事業として不適切なもの

10 申込・問合せ先

宮城県総務部管財課庁舎班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2354（直通） FAX：022-211-2298

E-mail：kanzait@pref.miyagi.jp

ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/kenchokoukoku.html

宮城県庁舎広告申込書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県庁舎広告について、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込者											
商号又は名称										<input type="checkbox"/> 広告代理店からの申込みの場合は、 <input type="checkbox"/> に✓を付けてください。	
代表者役職					代表者氏名	印					
申込者所在地	〒		-								
担当者所属部署					担当者氏名						
電話番号		-		-	F A X		-		-		
電子メールアドレス											
2 広告主商号・業種・広告内容											
商号又は名称											
代表者役職					代表者氏名						
申込者所在地	〒		-								
広告主の業種					広告の内容						
3 申込内容											
希望掲出場所の□に✓を記入し、枠数、希望位置及び掲出期間を記入願います。											
	掲出場所	枠数	掲出位置		掲出期間						
			第一希望	第二希望							
<input type="checkbox"/>	1階エレベーターホール				平成	年	月	～	平成	年	月
<input type="checkbox"/>	1階バスポートセンター前				平成	年	月	～	平成	年	月
<input type="checkbox"/>	1階カフェラウンジ (ポスター)				平成	年	月	～	平成	年	月
<input type="checkbox"/>	2階エレベーターホール				平成	年	月	～	平成	年	月
<input type="checkbox"/>	エレベーター内壁				平成	年	月	～	平成	年	月
<input type="checkbox"/>	1階カフェラウンジ (内照)				平成	年	月	～	平成	年	月
<input type="checkbox"/>	1階北側廊下窓ガラス				平成	年	月	～	平成	年	月
4 誓約事項											
同意される事項について、□に✓を付けてください。											
<input type="checkbox"/> この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。											
<input type="checkbox"/> 宮城県庁舎広告募集要項及び同要項に記載された関係規定を遵守します。											
<input type="checkbox"/> 県税・消費税及び地方消費税の滞納・未納はありません。											

※代表者印が無いものは無効とします。

行政財産使用許可申請書

平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請人 住 所

(ふりがな)

名 称

(ふりがな)

代表者

印

下記のとおり行政財産の使用許可を受けたいので、申請します。

記

- | | | |
|---|-------------|----------------------------|
| 1 | 財 産 の 所 在 | 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 |
| 2 | 財 産 の 区 分 | 建物 |
| 3 | 面 積 又 は 数 量 | m ² |
| 4 | 使 用 目 的 | 広告の掲出 |
| 5 | 使 用 希 望 期 間 | 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで |

備考

- 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。
 - 関係図面その他の書類
 - 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
 - 暴力団等に該当しない旨の誓約書
 - その他知事が必要とする書類
- 申請人が個人である場合においては、本人確認を行いますので、申請人の運転免許証その他の申請人が本人であることを確認するに足りるものを持参してください。
- 使用期間の満了後引き続き従前の使用許可の内容(使用料に係るものを除く。以下同じ。)と同一の内容で使用許可を受けようとする場合には、1(2)に掲げる書類の添付又は2に規定する書類の持参を省略することができます。

様式68(要領第23条の2関係)

誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
 - 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
 - 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
 - 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - 6 次に掲げる行為をする者(第三者を利用してする場合を含む。)
- (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考

この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

 以下の申請者欄の該当する□に✓を付け、それぞれ必要書類を提出してください。

申請者		必要書類	
		誓約書	役員名簿
<input type="checkbox"/>	国、地方公共団体及び公共団体((地方)独立行政法人、公共組合、公社、公団、公庫、特殊法人)、宮城県地方職員共済組合、宮城県警察職員共済組合、宮城県職員組合		
<input type="checkbox"/>	個人	○	
<input type="checkbox"/>	公益社団・財団法人又は主務官庁の認可により設立された法人(学校法人、医療法人、社会福祉法人等)		
<input type="checkbox"/>	上場企業		
<input type="checkbox"/>	県が株主である法人		
<input type="checkbox"/>	上場企業の子会社※	○	○
<input type="checkbox"/>	上記以外	○	○

※申請者が親会社の有価証券報告書に記載のある子会社(関連会社は除く)である場合は、親会社の直近の有価証券報告書(申請者が明記されているもの)を提出することにより、役員名簿の代わりとすることができます。

役員等名簿

平成 年 月 日

団体名

役職	氏名	性別	住所	生年月日

(注1)氏名には、ふりがなを付けて下さい。

(注2)当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(注3)役員が公務員(知事、部局長、市町村長等)の場合、住所欄は当該公務員の所属と役職名とし、生年月日は省略可とします。